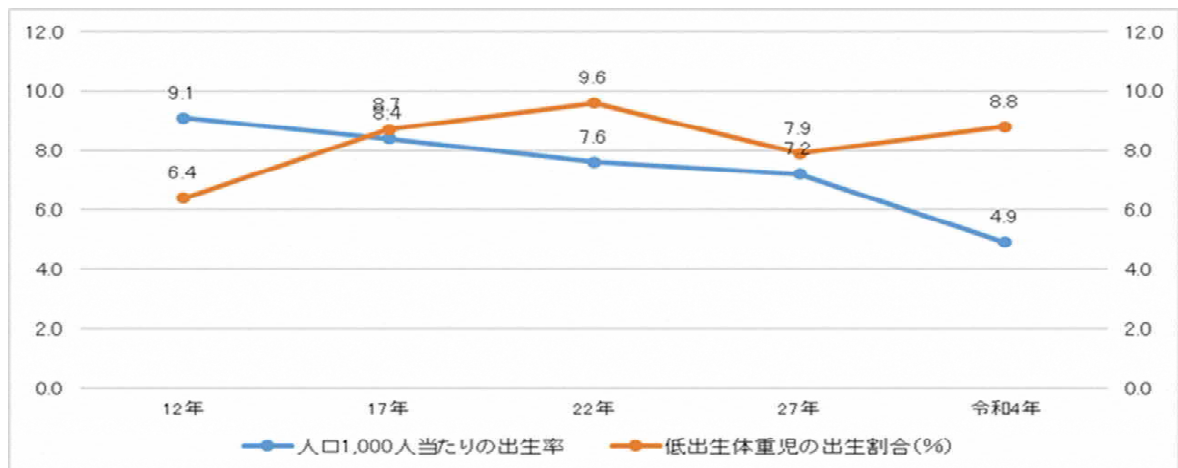


## 10 周産期医療体制

### (1) 現 状

- 日高圏域の出生数は、平成24年には573人でしたが、令和4年には294人となり、年々減少の傾向を示しています。低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は、平成12年の6.4%から、平成22年の9.6%と増加の傾向を示していましたが、平成27年は7.9%と減少し、令和4年は8.8%と再び増加しました。
- 日高圏域では、産科又は産婦人科を標ぼうし、分娩を取り扱う医療機関は、令和6年4月1日現在で、総合病院浦河赤十字病院1か所のみとなっています。
- 新ひだか町立静内病院では婦人科を標ぼうし、常勤の産婦人科医師1名が、妊婦健診等を行っています。また、助産師外来も開設しており、妊婦健診に対応し、出産は分娩可能施設へ紹介するなどの連携を図っています。
- 総合病院浦河赤十字病院には、常勤の産婦人科医師の配置がありませんが、非常勤の産婦人科医師（出張医）により診療や分娩等に24時間365日対応できる体制を確保しており、令和5年度には通常分娩や帝王切開手術など98件の分娩を行っています。
- 日高管内では、管外で出産する産婦が多いことから、消防署と事前に妊婦情報を登録するなど、万が一、救急搬送が必要になった際に備えた体制整備をしており、妊婦の安心・安全な出産を確保しています。
- 道では、平成13年に「北海道周産期医療システム整備計画」を、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を6か所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を30か所認定するなど整備計画を推進しています。

【日高圏域の人口1,000人当たりの出生率及び低出生体重児の出生割合】



\* 北海道保健統計年報による。

- 日高圏域では、総合病院浦河赤十字病院が、地域医療再生基金を活用して新生児集中治療室（以下「NICU」という。）3床のほか分娩監視装置などの整備を行い、平成25年4月に地域周産期母子医療センターの認定を受けており、整備前よりもより高度な産科・小児科医療を行うことができるようになりました。

○ 周産期センターの機能等

区分	主な機能	整備区域
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の提供	第三次医療圏ごと
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	第二次医療圏ごと

(2) 課 題

(産婦人科医師の確保等)

- 日高圏域では、現在、分娩を行っている医療機関は総合病院浦河赤十字病院 1 か所のみであり、産科医療機能を低下させないよう、引き続き産婦人科医師の確保が必要です。
- 総合病院浦河赤十字病院の産婦人科は出張医の交代勤務により 24 時間 365 日の体制を維持していますが、これは出張医及び派遣元の病院の協力によるものであるため、地域周産期センターとしての医療体制をより充実させるためには、常勤の産婦人科医の確保が求められます。

(NICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実)

- NICU等に長期入院している児童が病状などに応じた望ましい環境で療養・療育されるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制の充実が必要です。

(3) 必要な医療機能

- 個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する必要があります。
- 周産期医療体制の構築に当たっては、地域周産期センターを中心として、医療機関間の連携等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制を確保します。

(正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携)

- 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に行うことができる体制の構築に取り組みます。
- ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築に努めます。
- 妊産婦のメンタルケアや社会的ハイリスク妊産婦（特定妊婦等の妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を有する妊婦）への対応が必要です。

(周産期の救急対応が 24 時間可能な体制)

- 日高圏域においては、管内の地域周産期センターを中心に、総合周産期センターや他圏域の地域周産期センターと連携した周産期医療体制により、24 時間対応可能な周産期の救急体制の確保が重要です。

(NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制)

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。

(周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

- 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるような体制の構築が必要です。

#### (4) 数値目標等

指標名(単位)	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
分娩を取り扱う医療機関数(日高医療圏)	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和5年4月現在)
産科・婦人科を標ぼうする病院・診療所の助産師外来開設数(日高医療圏)	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査(令和6年4月現在)
地域周産期母子医療センターの整備(日高医療圏)	1	1	第二次医療圏に1か所	北海道指定(令和6年4月現在)

#### (5) 数値目標等を維持するために必要な施策

##### (地域周産期センターの整備)

- 第二次医療圏の中でハイリスク分娩等に対応し、一定の産科医療機能が求められる地域周産期センターに対し、三医大などの協力のもと、医師の派遣を受けながら、地域の医療資源を最大限活用し、産婦人科医師の複数配置など優先的かつ重点的に確保を図ります。
- 産婦人科医師の勤務環境の改善を促し、産婦人科医師の確保を図り、より身近なところで安心して出産できる環境の整備を目指していきます。

##### (救急搬送体制の整備)

- 北海道周産期救急情報システム\*<sub>1</sub>や周産期救急搬送コーディネーター\*<sub>2</sub>等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。
- 日高圏域の消防組合消防本部等とも、救急搬送体制について協議をしていきます。
- 高度・専門医療機関で治療を受け、医学的管理の継続が必要な小児患者を対象に、地域の医療機関へ固定翼機によるバックトランスファー(戻り搬送)を実施します。

##### (周産期医療従事者に対する研修機能の整備)

- 日高圏域の医療機関の連携体制の構築や医療技術の向上のため、総合周産期センターが第三次医療圏内の産科医療機関の医師及び看護師などの医療従事者を対象に開催する研修会に参加します。

##### (助産師外来の開設等の取組)

- 身近なところに産科医療機関がない地域における妊婦等の負担軽減につなげるため、医療機関や関係団体と連携を図るとともに、助産師を対象とした能力向上研修の実施や、院内助産所・助産師外来施設整備事業等を活用しながら、助産師外来\*<sub>3</sub>や院内助産所の推進に取り組みます。

---

\*1 北海道周産期救急情報システム(周産期情報センター):北海道では、救急や広域災害に対応するため、北海道救急医療・広域災害情報システム(<http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp>)により、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをつなぎ、医師の在・不在、手術や入院の可否状況や各医療機関の診療科目、病床数などの専門情報や診療機能などの情報を提供しています。北海道周産期救急情報システムは、このシステムの一部として運用されており、平成13年から総合・地域周産期センター等における妊産婦や新生児の受入情報を、システムに接続されている各医療機関や消防機関に対し、随時提供しています。

\*2 周産期救急搬送コーディネーター:ハイリスクの妊婦や新生児に対して必要な医療を提供できる医療機関に速やかに搬送するため、助産師等の資格を有するコーディネーターを配置する周産期救急搬送コーディネーター事業を実施しています。(平成21年度から札幌市への委託事業として実施)周産期救急搬送コーディネーターは、北海道周産期救急情報システムの情報更新を日々行うとともに、患者搬送をする際の医療機関・消防機関等との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関等についての電話相談を行っています。

\*3 助産師外来:助産師が医師と役割分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健診や保健指導を行うものです。

(NICU等に長期入院している児童への支援)

- NICU等に長期入院している児童の退院を促進し、NICU等の満床状態を解消するため、関係機関と連携し、在宅への円滑な移行促進や保護者等のレスパイトのための支援に取り組みます。

(周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

- 新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称 (令和5年4月現在)

- 総合周産期センター

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関の名称
道央	札幌	市立札幌病院

- 地域周産期センター

第二次医療圏	医療機関の名称
日高	総合病院浦河赤十字病院

(7) 歯科医療機関(歯科診療所)の役割

- 妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、関係機関と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。  
また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

(8) 薬局の役割

- 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理(薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等)を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

(9) 訪問看護事業所の役割

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。
- 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩が行なえるよう、医療機関や町村等地域関係者と連携し支援します。